

「在宅生活ハンドブック No.15」

社会保障制度の活用① (一般)

別府重度障害者センター
(支援課 2022)

もくじ

はじめに	1
Ⅰ 特別障害者手当について	2
【重度の障害があるため常時介護が必要であると認められた20歳以上の方に支給される手当】	
1 対象者	2
2 申請に必要なもの	2
3 申請先（お問い合わせ先）	2
4 支給額	2
Ⅱ 障害児福祉手当について	4
【重度の障害があるため常時介護が必要であると認められた20歳未満の方に支給される手当】	
1 対象者	4
2 申請に必要なもの	4
3 申請先（お問い合わせ先）	4
4 支給額	4
Ⅲ 特別児童扶養手当について	6
【重度又は中度以上の障害がある児童を養育している方に支給される手当】	
1 対象者	6
2 申請に必要なもの	6
3 申請先（お問い合わせ先）	6
4 支給額	6
手当フローチャート	8
Ⅳ 障害年金について	9
Ⅴ 障害基礎年金について	11
【20歳未満又は20歳～65歳未満の国民年金加入中に発生した病気やケガで障害が残った場合に支給される年金】	
1 対象者	11

2	申請に必要なもの	1 2
3	申請先（お問い合わせ先）	1 3
4	支給額	1 3
VI	障害厚生年金について	1 5
	【厚生年金加入中の病気やケガで障害が残った場合に 支給される年金】	
1	対象者	1 5
2	申請に必要なもの	1 5
3	申請先（お問い合わせ先）	1 6
4	支給額	1 6
VII	介護保険制度について	1 8
	【65歳以上の方又は40歳以上の特定疾病の方で 介護が必要となった時に受けられる制度】	
1	対象者	1 8
2	申請手続	1 9
3	サービス内容	2 5
4	サービスにかかる利用料	2 9
VIII	自動車事故対策機構（NASVA） による介護料支給制度について	3 1
	【自動車事故が原因で脳・脊髄等を損傷し、重度の後遺症 のため、介護が必要になった方に支給される介護料】	
1	対象者	3 1
2	申請に必要なもの	3 2
3	申請先（お問い合わせ先）	3 3
4	支給額	3 3
5	支給制限	3 4

はじめに

私たちは、働くことで収入を得て、食費・生活費等をまかないながら日常生活を送っています。しかし、病気や不慮の事故等で、安定した生活が維持できなくなる場合があります。

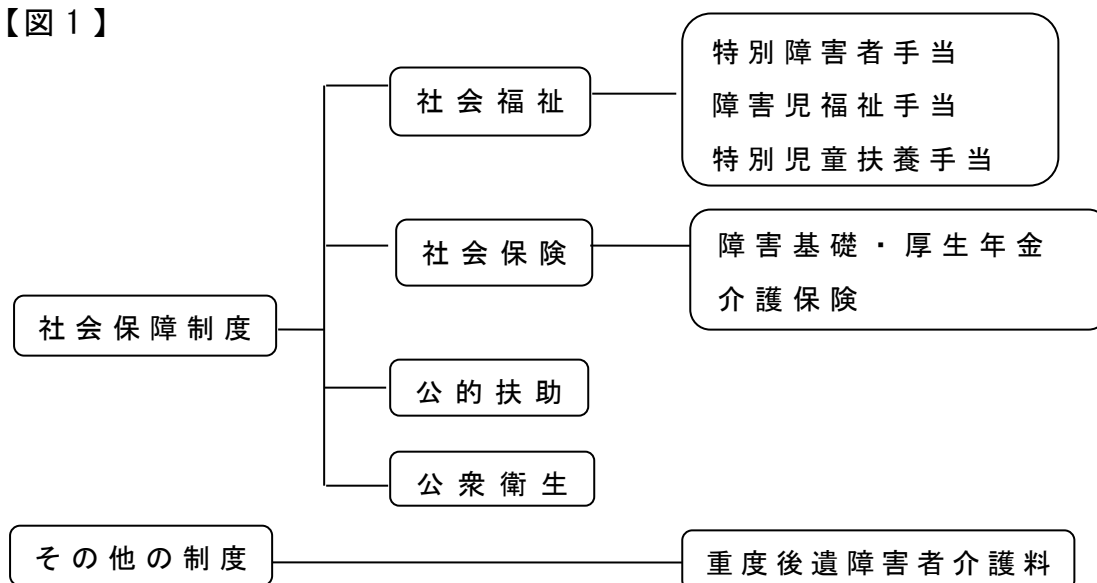
日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（生存権）」と定められており、その生存権を保障するために、国が主体となつて行う社会保障制度があります。

日本の社会保障制度は、「社会福祉」、「社会保険」、「公的扶助」、「公衆衛生」の4つの分野で成り立っています。【図1】

要件を満たせば様々なサービスや年金等の給付を受けることができますが、対象となる方が自ら申請し、認められることでその制度を利用できる仕組み（自己申告制）になっているので注意が必要です。

このハンドブックでは社会保障制度全体の中から、主に頸髄損傷者の方が地域生活を行う上で役に立つと思われる①特別障害者手当、②障害児福祉手当、③特別児童扶養手当、④障害基礎・厚生年金、⑤介護保険、⑥重度後遺障害者介護料について説明していきます。なお、ここで説明する制度以外にも、都道府県や市区町村が独自に支給している給付金などの制度等がある場合がありますので、詳細はお住まいの市区町村等にお問い合わせください。

【図1】



I 特別障害者手当について

【重度の障害があるため常時介護が必要であると認められた20歳以上の方に支給される手当】

1 対象者

20歳以上の方で、おおむね身体障害者手帳1・2級程度の重度の障害を有する方、もしくはそれと同等の疾病のため、日常生活において**常時特別な介護を必要とする状態**（寝たきりの方や頸髄損傷者のように上肢に加えて、下肢にも麻痺が残り、手足が自由に動かせないなどの障害が重複している等）にある方。

※原則、在宅生活を送っている方に限ります。障害者施設等に入所中の方や長期入院（3ヶ月以上）をしている方は対象外です。

2 申請に必要なもの

- ・ 特別障害者手当認定請求書
- ・ 特別障害者手当所得現況届
- ・ 特別障害者手当認定診断書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑（各書類への押印のため認印が必要）
- ・ 本人名義の普通預金通帳（※振込先の確認のため必要）
- ・ 障害年金、老齢年金等の年金証書（※年金受給中の方のみ）

※その他必要書類（所得証明書や戸籍謄本等）を求められることがあります。

※平成28年1月から申請には「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要になりました。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

3 申請先（お問い合わせ先）

- ・ お住まいの市区町村の担当窓口に申請してください。

4 支給額（令和4年度）

月額 27,300円

※原則として2・5・8・11月に、それぞれの前月分までの額が指定

口座に振り込まれます。

※全国消費者物価指数の変動に合わせて、支給額は改定されます。

※本人の所得が360万4千円以上の場合や配偶者、扶養義務者（生計を一緒にしている両親や兄弟等）の所得が628万7千円を超える場合は支給されないことがあります。（扶養親族等の人数によって所得制限限度額が異なります）

Ⅱ 障害児福祉手当について

【重度の障害があるため常時介護が必要であると認められた20歳未満の方に支給される手当】

1 対象者

20歳未満の方で、おおむね身体障害者手帳1・2級程度の重度の障害の方、もしくはそれと同等の疾病のため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方。

※障害児・者施設に入所中の方及び障害による公的年金を受給している方は対象外です。

2 申請に必要なもの

- ・ 障害児福祉手当認定請求書
- ・ 障害児福祉手当認定診断書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑（各書類への押印のため認印が必要）
- ・ 障害児名義の普通預金通帳（※振込先の確認のため必要）
- ・ 障害厚生年金等の年金証書（※年金受給中の方のみ）

※その他必要書類（所得証明書や戸籍謄本等）を求められることがあります。

※平成28年1月から申請には「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要になりました。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

3 申請先（お問い合わせ先）

- ・ お住まいの市区町村の担当窓口に申請してください。

4 支給額（令和4年度）

月額 14,850円

※原則として2・5・8・11月に、それぞれの前月分までの額が指定口座に振り込まれます。

※全国消費者物価指数の変動に合わせて、支給額は改定されます。

※本人の所得が360万4千円以上の場合や配偶者、扶養義務者（生

計を一緒にしている両親や兄弟等)の所得が628万7千円を超える場合は支給されないことがあります。(扶養親族等の人数によって所得制限限度額が異なります)

Ⅲ 特別児童扶養手当について

【重度又は中度以上の障害がある児童を養育している方に支給される手当】

1 対象者

身体に**重度・中度以上の障害**（重度の障害とは、身体障害者手帳1・2級に該当する方。中度の障害とは、3級又は4級の一部に該当する方）がある児童（20歳未満）を養育している方。

※障害児・者施設に入所中の場合及び障害による公的年金を受給している場合は対象外です。

2 申請に必要なもの

- ・ 特別児童扶養手当認定請求書
- ・ 特別児童扶養手当認定診断書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑（各書類への押印のため認印が必要）
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 申請者名義の普通預金通帳（※振込先の確認のため必要）

※その他必要書類（所得証明書等）を求められることがあります。

※平成28年1月から申請には「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要になりました。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

3 申請先（お問い合わせ先）

- ・ お住まいの市区町村の担当窓口申請してください。

4 支給額（令和4年度）

特別児童扶養手当は、1級（重度）又は2級（中度）にそれぞれ定められた額が支給されます。

① 1級（重度）の場合

月額 52,400円

② 2級（中度）の場合

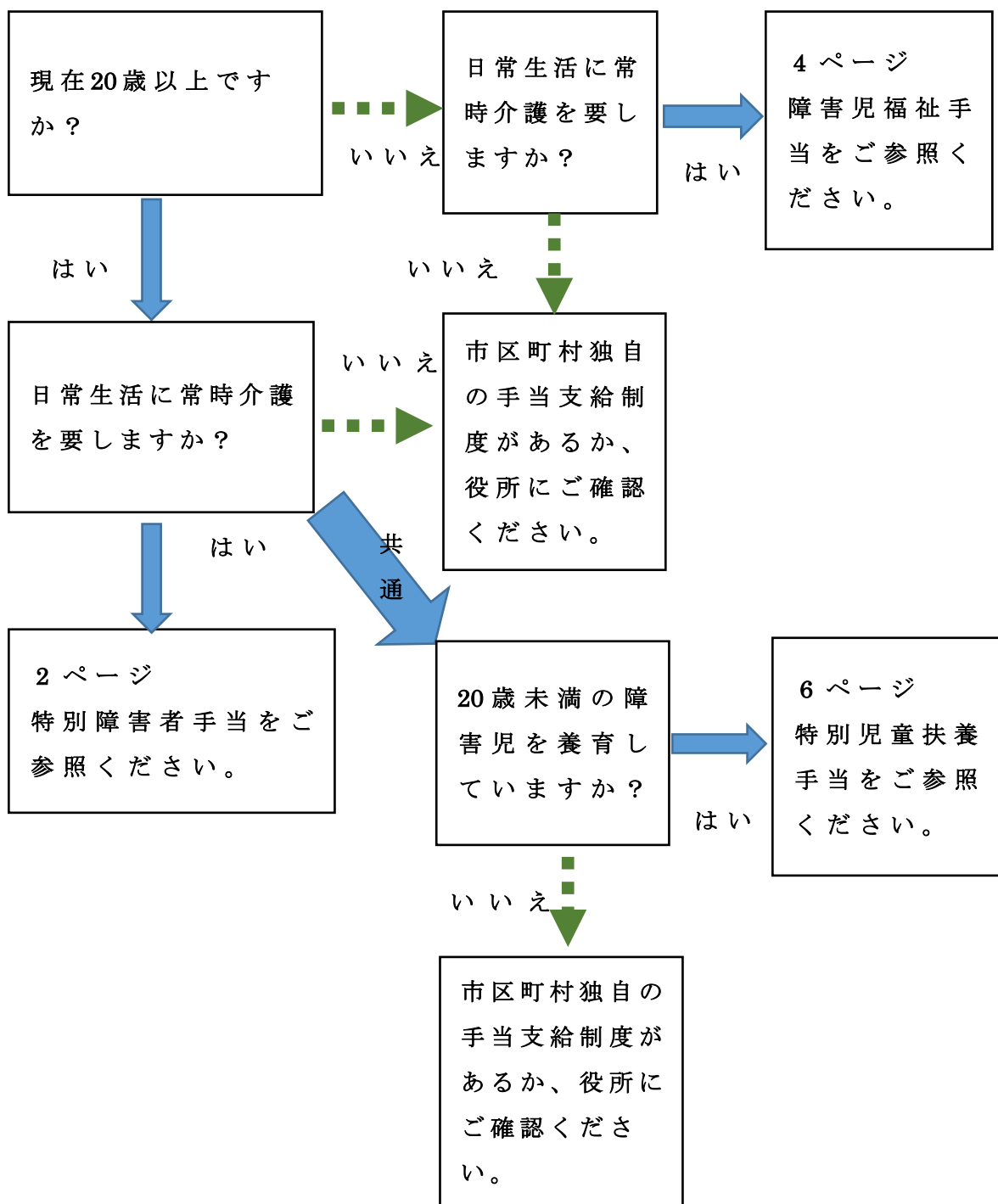
月額 34,900円

※原則として4・8・12月に、それぞれの前月分までの額が指定口座に振り込まれます。

※全国消費者物価指数の変動に合わせて、支給額は改定されます。

※本人の所得が459万6千円以上の場合や配偶者、扶養義務者（生計を一緒にしている両親や兄弟等）の所得が628万7千円を超える場合は支給されないことがあります。（扶養親族等の人数によって所得制限限度額が異なります）

手当フローチャート



IV 障害年金について

わが国では、20歳以上のすべての国民に公的年金の加入が義務づけられています。公的年金には、自営業や主婦、学生などが加入する「国民年金」とサラリーマンや公務員等が加入する「厚生年金」があり、誰もが、いずれかの公的年金に加入しなければなりません。

「障害年金」は、公的年金加入者がケガや病気等によって障害が残った場合に支給される年金です。国民年金では「障害基礎年金」、厚生年金では「障害厚生年金」があり、障害の原因となったケガや病気等で初めて病院を受診した日（初診日）に、どの年金制度の被保険者であったかによって、受給できる障害年金の種類が異なります。ご自身がどの年金制度の被保険者であったかについては、【図2】を参照して下さい。

支給される年金額は、図2のように全ての人を対象となる基礎年金を1階部分、厚生年金2階部分、企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）等が3階部分として上積みされる仕組みです。

「障害基礎年金」、「障害厚生年金」に関する詳細は、11ページ以降で説明します。

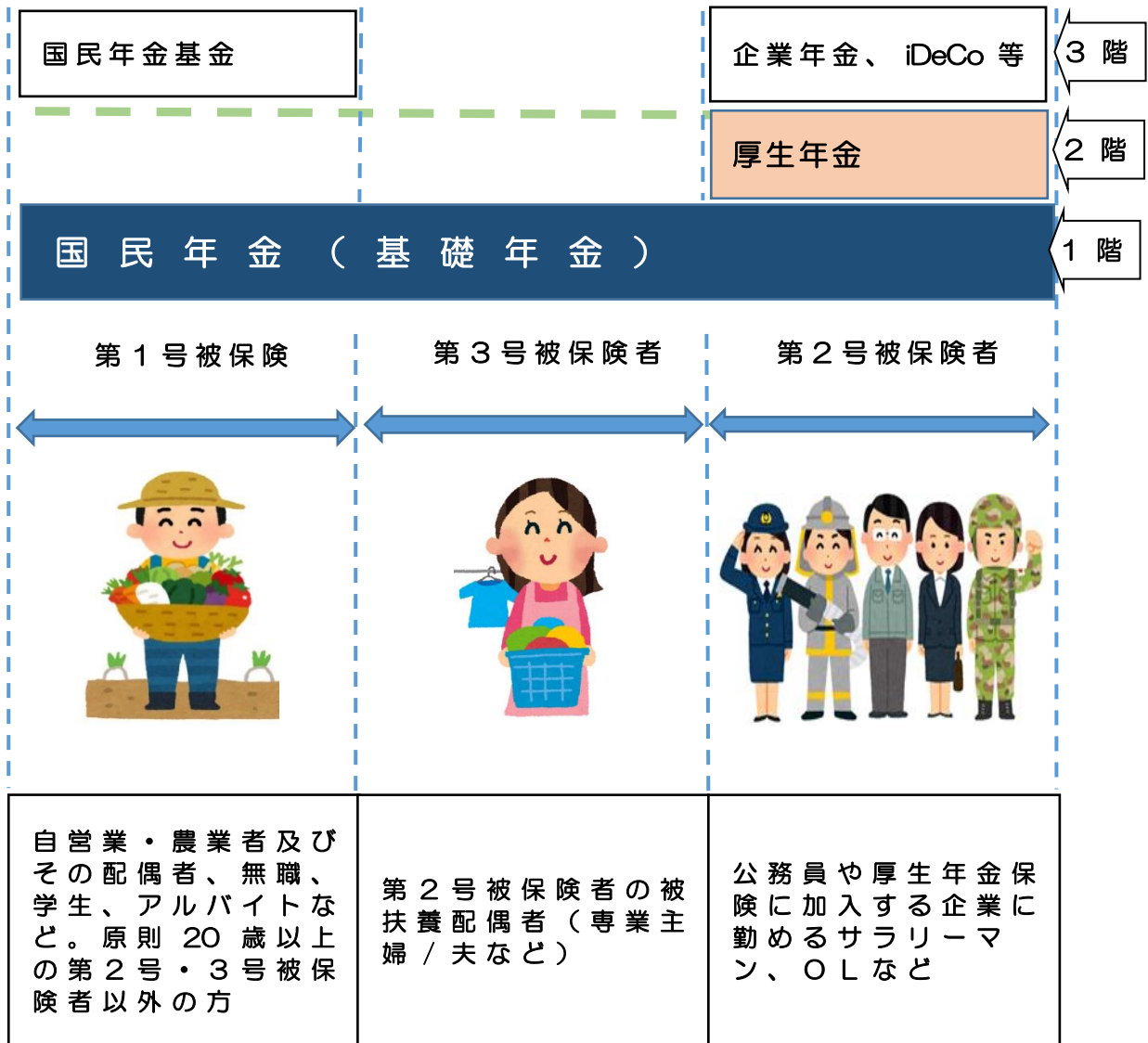


公務員も厚生年金なの？
共済年金という言葉の前に聞いたことがあるけれど…？

確かに、以前公務員は共済年金に加入していましたが、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました。



【図 2】



V 障害基礎年金について

【20歳未満又は20歳～65歳未満の国民年金加入中に発生した病気やケガで障害が残った場合に支給される年金】

1 対象者

下記①から③の条件に全て該当する方

① 年齢によりア) 又はイ) のいずれかに該当。

ア) 20歳未満又は60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）の間に、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日（初診日）がある方。

イ) 20歳から60歳までの国民年金に加入している期間に障害の原因となった病気やケガについて、初診日がある方。

② 障害認定日において、①の病気やケガによる障害の程度が、法令で定められた障害等級表の1級・2級【注1】のいずれかの状態になっている方。

又は先天性の障害や18歳6ヶ月未満の時に初診日がある方が20歳に達した時。

※障害認定日は、「初診日から1年6ヶ月経過した日」又は「症状が固定した日（治療の効果が期待できない状態を含む）」のいずれか早い日になります。

③ 保険料の納付要件を満たしている方。

（ア）原則として20歳から初診日前々月までの期間の2/3以上が納付済み又は免除期間である必要があります。保険料の免除期間というのは失業した場合など保険料を納めることが経済的に難しい場合に市町村の国民年金課窓口で免除申請をして保険料の納付が免除された期間のことです。

（イ）初診日が令和8年4月1日前（初診時に65歳未満であること）にあるときは、初診日前々月までの1年間に、保険料の未納や滞納が無いことが必要です。

※60歳以上65歳未満の間に初診日がある方は、上記納付要件の（ア）を満たしている必要があります。



【注1】法令で定められた障害等級表の1級・2級って何？
身体障害者手帳の等級とは違うの？

身体障害者手帳の等級とは異なります。国民年金法施行令で定められている障害認定基準では、障害等級1級として、「両上肢又は両下肢の機能に著しい障害を有するもの」等。2級として、「一上肢又は一下肢の機能に著しい障害を有するもの」等となっています。



※身体障害者手帳の等級の認定基準は下記のとおりです。

- 1級 ・ 「両上肢の機能を全廃したもの」
・ 「両下肢の機能を全廃したもの」等
- 2級 ・ 「両上肢の機能の著しい障害」
・ 「両下肢の機能の著しい障害」等
- 3級 ・ 「一上肢の機能の著しい障害」
・ 「一下肢の機能の著しい障害」等

このように、身体障害者手帳では2級（例：両上肢の機能の著しい障害）でも、国民年金法施行令で定められている障害等級では1級（例：両上肢の機能に著しい障害を有するもの）に該当することがあります。

2 申請に必要なもの

- ・ 年金請求書（国民年金障害基礎年金）様式第107号
- ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳
- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明書、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか
- ・ 国民年金 厚生年金保険診断書（肢体の障害者用）
- ・ 受診状況等証明書
（初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合）
- ・ 病歴・就労状況等申立書

・本人名義の普通預金通帳等

(請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要)

※その他必要書類(所得証明書や身体障害者手帳等)を求められる場合があります。

※請求書に「個人番号(マイナンバー)」を記入することにより、戸籍謄本等の添付が不要になります。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

3 申請先(お問い合わせ先)

お住いの市区町村の年金保険課や地域を管轄する年金事務所等に相談・申請してください。

4 支給額(令和4年度)

障害基礎年金は、1級又は2級のそれぞれ定められた額が支給されます。

① 1級の場合(年額)

972,250円 + 子の加算

② 2級の場合(年額)

777,800円 + 子の加算

※「障害基礎年金の受給権を取得した時点」で、生計が一緒の18歳以下の子がいる場合か、障害等級の2級以上に該当する20歳までの子がいる場合は次の額が加算されます。

・第1子及び第2子 子1人につき、年間 223,800円

・第3子以降 子1人につき、年間 74,600円

※原則として2・4・6・8・10・12月に、それぞれの前月分までの額が指定口座に振り込まれます。

※全国消費者物価指数の変動に合わせて、支給額は改定されます。

※20歳前に障害を負った方の障害基礎年金について、本人が保険料を納付していないため、所得制限が設けられています。14ページの図のとおり、扶養する家族がいない場合には、本人の所得額が370万4千円を超えると、年金額が半額支給となります。また、472万1千円を超えると、年金額が全額支給停止となります。

支給年金額	全額支給	半額支給	全額支給停止
	所得額		0円以上 370万4千円未満

※ただし、本人に扶養家族がない場合。

VI 障害厚生年金について

【厚生年金加入中の病気やケガで障害が残った場合に支給される年金】

1 対象者

下記の条件に全て該当する方

- ① 厚生年金に加入している期間中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方。
- ② ①の病気やケガによる障害の程度が、障害認定日（11ページ）において、法令で定められた障害等級表の1～3級【注2】のいずれかの状態になっている方。
- ③ 保険料の納付要件を満たしている方。



【注2】
法令で定められた障害等級表の
1～3級って何？身体障害者手
帳の等級とは違うの？

法令で定められた障害等級表の1級・2級については、12ページで説明したとおりです。3級については、厚生年金保険法施行令で定められている障害認定基準では、「脊柱の機能に著しい障害を残すものや労働が著しい制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの」等となっています。



2 申請に必要なもの

- ・年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）様式第104号
- ・基礎年金番号通知書又は年金手帳
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明書、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか
- ・国民年金 厚生年金保険診断書（肢体の障害用）
- ・受診状況等証明書

(初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合)

- ・ 病歴・就労状況等申立書
- ・ 本人名義の普通預金通帳等

(請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要)

※その他必要書類(所得証明書や身体障害者手帳等)を求められる場合があります。

※請求書に「個人番号(マイナンバー)」を記入することにより、戸籍謄本等の添付が不要になります。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

3 申請先(お問い合わせ先)

お住いの市区町村の年金保険課や地域を管轄する年金事務所等に相談・申請してください。

4 支給額

障害厚生年金は、障害状況に応じて、1～3級に分けられて支給されます。障害厚生年金を受けることができる障害の程度に該当していなくても、一時金として、障害手当金が支給される場合があります。

① 1級の場合(年額)

(報酬比例の年金額【注3】) × 1.25 + (配偶者の加給年金額
223,800円) + (1級基礎年金額 972,250円) + 子の加算

② 2級の場合(年額)

(報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額 223,800円)
+ (2級基礎年金額 777,800円) + 子の加算

③ 3級の場合(年額)

(報酬比例の年金額)

※報酬比例の年金額が、583,400円に満たない時は、583,400円。

※子の加算額については、障害基礎年金と同じです。13ページをご覧ください。

※加算対象となる配偶者及び子がいない方は加算されません。

※原則として2・4・6・8・10・12月に、それぞれの前月分までの額が指定口座に振り込まれます。

※全国消費者物価指数の変動に合わせて、支給額は改定されます。

④障害手当金【注4】（年金ではなく1回限りの一時金）
（報酬比例の年金額）×2

※この額が、1,166,800円よりも少ないときは、1,166,800円。

【注3】報酬比例の年金額とは

厚生年金加入期間中の平均報酬及び加入期間によって年金額が決まります。計算方法等、詳細についてはお住いの市区町村の年金保険課や地域を管轄する年金事務所等にご確認ください。



【注4】
障害手当金って何？
どういう時にもらえるの？

厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も、保険納付要件を満たしている必要があります。



Ⅶ 介護保険制度について

【65歳以上の方又は40歳以上の特定疾病の方で介護が必要となった時に受けられる制度】

介護保険制度は、各市区町村が保険者となり、40歳以上の住民が加入者（被保険者）となって介護保険料を支払う義務があり、その保険料で運営されています。

1 対象者

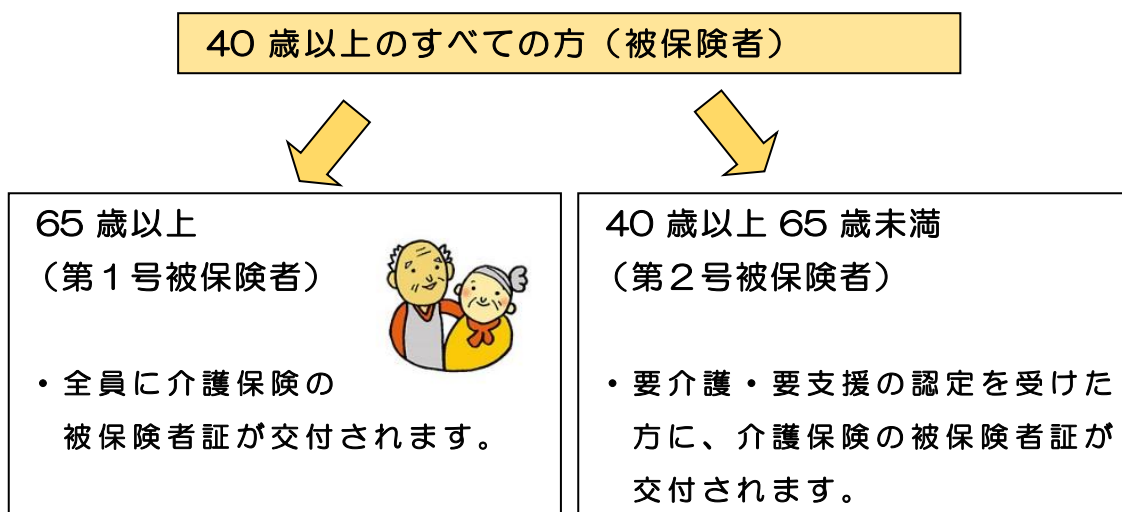
介護保険の加入者（被保険者）は、第1号被保険者と第2号被保険者に分けられます。

①第1号被保険者（65歳以上の方）

※原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受ければ、介護サービスを利用できます。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

※特定疾病（老化が原因とされる病気）【表1】により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受ければ、介護サービスを利用できます。



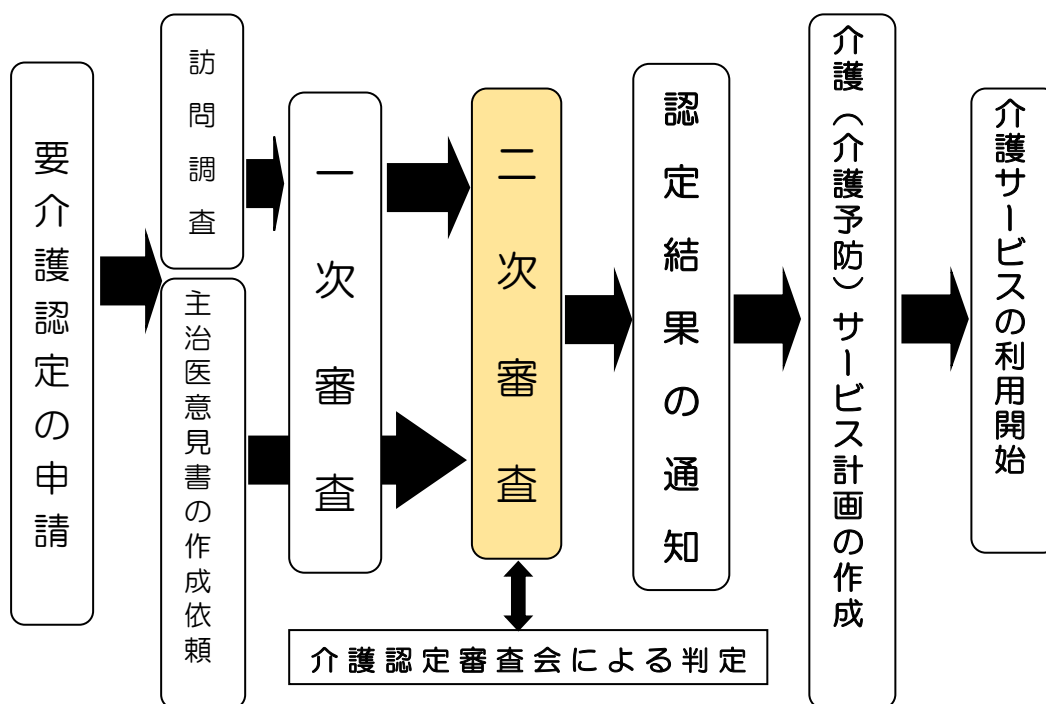
【表1】特定疾病一覧

介護保険で対象となる特定疾病は以下の16種類です。

①がん（医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	②関節リウマチ
③筋委縮性側索硬化症	④後縦靭帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑥初老期における認知症
⑦パーキンソン病関連疾患	⑧脊髄小脳変性症
⑨脊柱管狭窄症	⑩早老病
⑪多系統萎縮症	⑫糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患	⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2 申請手続

【要介護認定の申請手続から介護サービス利用開始までの流れ】



①要介護認定の申請

お住まいの市区町村の介護保険を担当する課に申請してください。

※申請に必要なもの

○要介護・要支援認定申請書

○介護保険被保険者証（65歳以上の方）

○健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の方）

・申請書には、氏名、住所、生年月日等のほかに、主治医（かかりつけ医）の氏名や医療機関名なども記入します。

・平成28年1月から申請には「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要になりました。申請の際に、番号確認ができる書類の提示を求められることがあります。

②「訪問調査」及び「主治医意見書の作成依頼」

○訪問調査

市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、本人や家族などから心身の状態を確認するため、認定調査が行われます。

○主治医意見書の作成依頼

市区町村が申請者の心身の状態等について、医学的見地から意見を求めるため、主治医に意見書の作成依頼が行われます。意見書の作成依頼は、市区町村から直接主治医に行われます。主治医がいない場合は、市区町村が指定する医師の診察が必要です。（意見書作成の費用はかかりません。）

③「審査」及び「判定」

訪問調査結果及び主治医意見書の一部がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます（一次判定）。一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会【注5】による要介護度の判定が行なわれます（二次判定）。



【注5】
介護認定審査会って何？

訪問調査結果や主治医意見書、一次判定を基に、申請者がどの程度の介護を必要とするのか等について、専門家（医師・保健師・介護福祉士等）が審査・判定等を行う組織です。



④ 認定結果の通知

市区町村は、介護認定審査会の判定結果に基づき、要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行われます。

要介護度区分【表2】は、要支援1・2、要介護1～5までの7段階及び非該当に分かれています。

- ※ 認定結果に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内に各都道府県の介護保険審査会に不服申し立て（審査請求）をすることができます。
- ※ 要介護認定には有効期間があるため、定期的に更新手続等を行う必要があります。また、身体状況の変化等により、要介護度に変更が生じる場合もあります。
有効期限後もサービスを継続利用する場合は、「更新手続」を、身体状況の変化で介護認定を変更したい場合は「変更手続」を行なうことが可能です。

⑤ 介護（介護予防）サービス計画の作成

介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画の作成が必要です。この計画は、当人又は当人が依頼した事業所等で作成します。

※ 介護（予防）サービス計画とは・・・

どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するか等を記載した計画書のことです。「ケアプラン」とも呼ばれています。

- ・要支援 1～2 と認定を受けた方の計画書は、「介護予防サービス計画」と言われ、地域包括支援センターに作成依頼します。
- ・要介護 1～5 と認定を受けた方の計画書は、「介護サービス計画」と言われ、介護支援専門員（ケアマネージャー）が居る都道府県の指定を受けた居宅介護事業者に依頼します。依頼を受けた介護支援専門員が本人・家族の意向を考慮して介護サービス計画を作成します。

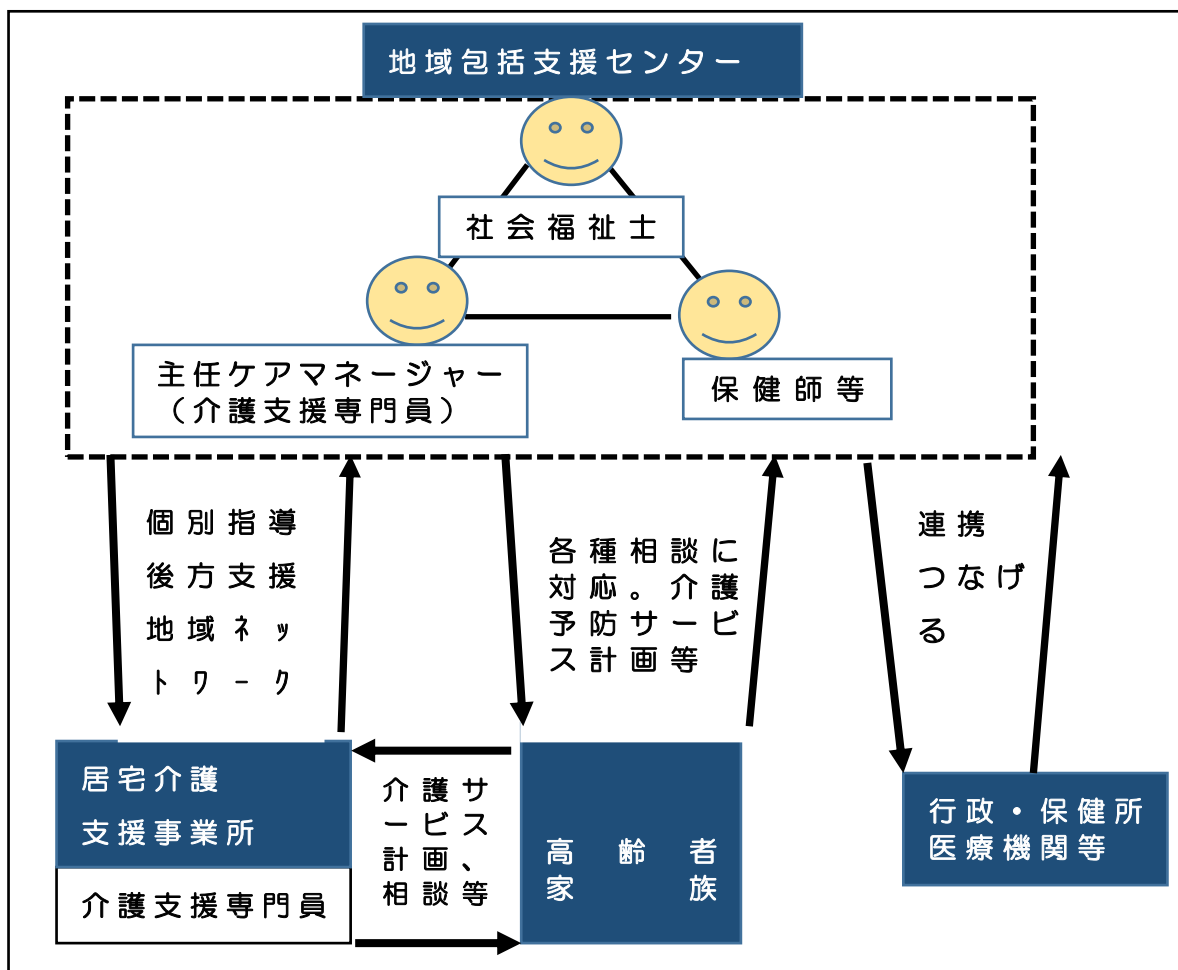
※ 地域包括支援センターと介護支援専門員などの関係は24ページの図3のようなイメージになります。

【表2】要介護度区分の目安

要介護度	身体状態等の目安（例）
非該当 （自立）	「社会的支援を要しない状態」 ・日常生活上自立している。
要支援 1	「社会的支援を要する状態」 ・日常生活上の基本動作（食事や排泄等）については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、状態が悪化して要介護状態にならないように支援が必要と見込まれる状態。
要支援 2	「社会的支援を要する状態」 ・要支援 1 の状態から、日常生活上の基本動作を行う能力がわずかに低下した状態。 ・適切なサポートがあれば、要介護状態になることを防ぐことができる状態。
要介護 1	「要支援状態から、日常生活上の基本動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護を要する状態」 ・排泄や食事はだいたい1人でできる。 ・立ち上がりや車椅子の駆動が不安定。 ・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの一部動作に何らかの介助や見守りが必要。

要介護 2	<p>「軽度の介護を要する状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や入浴などの動作に何らかの介助や見守りが必要。 ・立ち上がりや車椅子駆動に何らかの介助を必要とする。 ・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作全般に何らかの介助や見守りが必要。
要介護 3	<p>「中等度の介護を要する状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や入浴などの動作が1人でできない。 ・立ち上がりや車椅子駆動が1人ではできない時がある。 ・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作が自分1人ではできない。 ・日常生活を送るうえで多くの介護が必要な状態。
要介護 4	<p>「重度の介護を要する状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活全般にわたって介護を必要とし、介護なしには日常生活を送ることが難しいとされる状態。
要介護 5	<p>「最重度の介護を要する状態」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思伝達が困難で、生活の全般について全面的介助が必要。日常生活において介護なしには生活できない状態。

【図3】地域包括支援センター、介護支援専門員の関係のイメージ



⑥介護サービスの利用開始

介護（介護予防）サービス計画に基づき、様々なサービスが利用できます。

3 サービス内容

①在宅で利用できるサービス

ア. 家庭を訪問するサービス

（介護予防） 訪問介護 【ホームヘルプサービス】	介護員が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスが行われます。 ※ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含まれます。以下同様。
（介護予防） 訪問入浴介護	看護師や介護員等が居宅を訪問し、移動式の浴槽を用いて入浴の介護が行われます。
（介護予防） 訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、医療的なケア（摘便や褥瘡・陥入爪の処置及び予防等）が行われます。
（介護予防） 訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問して、身体機能の維持・回復を目的とするリハビリテーションが行われます。
（介護予防） 居宅療養管理指導	医師、薬剤師が訪問して要介護・要支援認定を受けた方やその家族に介護方法等の指導や助言・情報提供が行われます。また、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問して療養上の指導が行われます。

イ. 日帰りで通うサービス

（介護予防） 通所介護 【デイサービス】	老人デイサービスセンター等で入浴・排泄・食事等の介護やレクリエーション、機能訓練等が行われます。利用者は老人デイサービスセンター等に通所してサービスを受けます。
（介護予防） 通所リハビリテーション 【デイケア】	介護老人保健施設等で身体機能の維持・回復を目的とするリハビリテーションが行われます。利用者は介護老人保健施設等に通所してサービスを受けます。

ウ. 短期入所サービス

<p>(介護予防) 短期入所生活介護・短期入所療養介護 【ショートステイ】</p>	<p>介護する方の負担を軽減するため、特別養護老人ホームや老人保健施設、病院などの施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練などのサービスを受けます。</p>
---	--

エ. その他のサービス

<p>住宅改修費の支給</p>	<p>身体機能面等で、日常生活を営むのに支障がある方に対して、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修に係る費用が支給されます。 ※住宅改修費の支給には、着工前に事前申請が必要です。事前申請せずに住宅改修を行った場合、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。また、新築や増築は、住宅改修費の支給対象となりません。 ※利用限度額は20万円です。20万円を数回に分けて利用することも可能です。</p>
<p>福祉用具の貸与</p>	<p>車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の福祉用具が貸与（レンタル）されます。 ※要支援1～2、要介護1の認定を受けた方は、車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフトは原則として貸与の対象になりません。 ※特殊寝台・床ずれ予防用具等については、脊損者等の場合、例外給付が認められることがあるため、担当のケアマネージャーに相談して下さい。</p>

<p>福祉用具の購入 費の支給</p>	<p>福祉用具の内、入浴や排泄の際に用いられる等、貸与（レンタル）にはなじまないもの【特定福祉用具】について介護保険を利用して購入することができるサービスです。特定福祉用具は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具（シャワーチェア等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具（シート等）の6品目です。</p> <p>年間10万円（うち利用者負担は1割）を限度に特定福祉用具を購入する際、補助が受けられます。</p>
<p>（介護予防） 特定施設入居者 生活介護</p>	<p>有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している方に対して、その施設が提供するサービスの内容を定めた計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等が行われます。</p>



介護保険のサービスと障害福祉のサービスには、同じようなサービスがあるよね。65歳以上の頸髄損傷者や40歳以上で特定疾病に該当する人は、どちらのサービスを使えばいいの？

重複するサービスがある場合は、原則として介護保険サービスが優先されます。

介護保険にはないサービスや介護保険だけでは不十分だと市町村が認めた場合は、障害福祉サービスの利用が認められることがあります。

例) ①車椅子について

- ・介護保険サービスの場合、既製品のレンタル。
- ・障害福祉サービスの場合、補装具制度を利用し、オーダーメイド（身体状況・機能等に合わせ）で作製。

②特殊寝台について

- ・介護保険サービスの場合、既製品のレンタル。
- ・障害福祉サービスの場合、日常生活用具給付制度を利用し、購入にかかる費用の助成が受けられる。



②介護保険施設に入所（入院）するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設（病院）に入所（入院）して、入浴・排泄・食事等の介護、医学的な管理の必要となる看護・介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスが行われます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	
介護療養型医療施設 療養病床・老人性認知症疾患型療養病床 （令和5年度に廃止され、役割は介護医療院に引き継がれる）	
介護医療院 I型・II型	

③地域密着型サービス

一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、小規模で地域に展開するサービスです。

4 サービスにかかる利用料

①利用料

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、原則として介護サービスにかかった費用の1割【注6】です。

介護保険施設等を利用した場合は、費用の1割負担のほかに、居住費・食費・日常生活費の負担も必要になります。

【注6】 65歳以上の方で年金収入の他に一定の所得がある場合は、自己負担額が2割又は3割になります。

○ 2 割負担になる方

- ・世帯に65歳以上の方が1人（単身者含む）おり、「年金収入とその他の合計所得額」が年間 280 万円以上 340 万円未満の場合
- ・世帯に65歳以上の方が2人以上おり、「年金収入とその他の合計所得額」が年間 346 万円以上 463 万円未満の場合。

○ 3 割負担になる方

- ・世帯に65歳以上の方が1人（単身者含む）おり、「年金収入とその他の合計所得額」が年間 340 万円以上の場合。
- ・世帯に65歳以上の方が2人以上おり、「年金収入とその他の合計所得額」が年間 463 万円以上の場合。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は、年金収入以外の所得に関わらず1割負担です。

②居宅サービスの利用限度額（1ヶ月あたりの目安）

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。

支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	支給限度額（月額）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※介護度が重ければ、たくさんサービスを使うことができますが、多くの介護等が必要であり、負担金が高くなるサービスもあります。

VIII 自動車事故対策機構（NASVA）による介護料支給制度について

【自動車事故が原因で脳・脊髄等を損傷し、重度の後遺障害のため、介護が必要になった方に支給される介護料】

1 対象者

①自賠償保険等において、後遺障害等級が次のとおり認定されている方

種 別		後遺障害等級
最重度	特 I 種	<p>常時要介護の方のうち、次の要件を満たす方</p> <p>○脳損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力移動が不可能である。 ・自力摂食が不可能である。 ・尿尿（しによう）失禁状態にある。 ・眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。 ・声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である目を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。 <p>○脊髄損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力移動が不可能である。 ・自力摂食が不可能である。 ・尿尿（しによう）失禁状態にある。 ・人工介添呼吸が必要な状態である。
常時 要介護	I 種	<p>自賠法施行令別表第一「第1級1号」又は「第1級2号」に該当するもの</p> <p>○第1級1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 <p>○第1級2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。

<p>随時 要介護</p>	<p>II 種</p>	<p>自賠法施行令別表第一「第2級1号」又は「第2級2号」に該当するもの。</p> <p>○第2級1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。 <p>○第2級2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
--------------------------	-------------	--

※平成14年3月31日以前に事故にあわれた方のI種、II種における後遺障害等級については、改正前の自賠法施行令別表の等級で判断されます。

②自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方

自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件のいずれかを満たす方

ア. ①と同程度の障害を受けたと認められる方

イ. 事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

③平成12年12月以前に、自賠責保険等で脳損傷と認定された方で、系列の異なる2つ以上の後遺障害受け、後遺障害等級「併合1級」と認定された方。

（例：神経系統の機能に著しい障害〔3級〕

＋両下肢を足関節以上で失った〔2級〕など）

2 申請に必要なもの

- ・介護料受給資格認定申請書
- ・戸籍謄本
- ・住民票（世帯全員のもの）
- ・所得証明書（本人及び世帯全員のもの。ただし、学生・乳幼児などを除きます。）

- ・ 自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書
 （後遺障害等級をお持ちでない方は「交通事故証明書〔自動車安全運転センターにて発行〕」及び事故時の診断書〔主たる負傷位置及び入院期間の記載のあるもの〕が必要です。）
- ・ 誓約書
- ・ 重度後遺障害診断書（最重度を希望される方）

3 申請先（問い合わせ先）

お住まいの都道府県及び市区町村を管轄する独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の支所に申請してください。

※独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）では、交通事故被害者ホットライン（電話での相談窓口）を設置していますので、詳細は下記にお問い合わせください。

電 話： 0570－000738

受付時間： 9:00～12:00、13:00～17:00

（土日祝日、年末年始除く）

4 支給額（令和4年度）

その月の介護に要した費用【注7】として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに、下記の範囲内で支給されます。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額が支給されます。

種別		金額（月額）
最重度	特Ⅰ種	85,310円（下限額）～211,530円（上限額）
常時要介護	Ⅰ種	72,990円（下限額）～166,950円（上限額）
随時要介護	Ⅱ種	36,500円（下限額）～83,480円（上限額）



【注7】

介護に要した費用って、具体的にどのような費用が認められるの？

- ① 訪問看護等の在宅介護サービス
 - ② 介護用品（ベッド・マット・車椅子等）の購入（修理を含む）
 - ③ 消耗品（オムツ等）の購入
- 上記①～③にかかった費用が認められます。



5 支給制限

支給対象者が次のいずれかに該当する場合は、自動車事故対策機構による介護料は支給されません。

- ① 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき
- ② 法令に基づき重度の障害を持つ者を收容することを目的とした施設に入所したとき（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設など）
- ③ 病院又は診療所に入院したとき（ただし、家族による介護が行われている場合を除きます）
- ④ 労働者災害補償保険法など他法令の規定による介護補償給付又は介護給付を受けたとき（国家公務員災害補償法、船員保険法など）
- ⑤ 介護保険法の規定による介護給付を受けたとき
- ⑥ 支給対象となる世帯の主たる生計維持者にかかる前年の所得金額が1,000万円を超えると認められるとき

◆参考 URL

- 1) 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>
- 2) 厚生労働省ホームページ内 介護サービス情報公表システム
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>
- 3) 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）ホームページ
<https://www.nasva.go.jp/>

**国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター**

(支援マニュアル作成委員会編)

〒 874-0904 大分県別府市南荘園町 2 組

電話 : 0 9 7 7 - 2 1 - 0 1 8 1

H P : <http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成 2 7 年 3 月発行

改訂 令和 4 年 1 1 月